

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和7年4月4日(2025.4.4)

【国際公開番号】WO2022/255271

【出願番号】特願2023-525796(P2023-525796)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/81(2006.01)

A 6 1 K 8/67(2006.01)

A 6 1 Q 19/00(2006.01)

10

【F I】

A 6 1 K 8/81

A 6 1 K 8/67

A 6 1 Q 19/00

【手続補正書】

【提出日】令和7年3月27日(2025.3.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

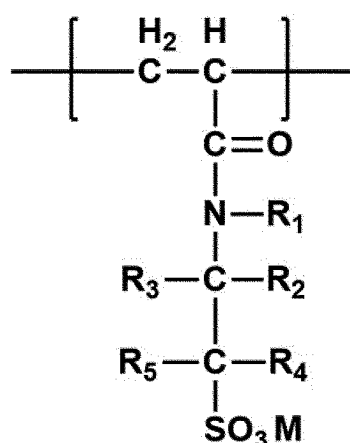
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ビタミンB群又はその誘導体と、
前記ビタミンB群又はその誘導体の経皮浸透促進剤としての、下記式(I)で表される
繰り返し単位を有するポリマーと、
を含む美容組成物：

【化1】



30

(I)

(式中、R₁、R₂、R₃、R₄、及びR₅は、それぞれ独立して、水素原子又は炭素数1～3のアルキル基であり、かつMは、水素原子、アルカリ金属原子、アルカリ土類金属原子、土類金属原子、又はアンモニウムである)。

【請求項2】

前記式(I)において、R₁、R₄、及びR₅は、水素原子であり、

50

R₂ 及び R₃ は、メチル基であり、かつ

M は、水素原子、ナトリウム原子、又はアンモニウムである、
請求項 1 に記載の美容組成物。

【請求項 3】

前記ビタミン B 群又はその誘導体が、ナイアシンアミドである、請求項 1 に記載の美容組成物。

【請求項 4】

前記ポリマーが、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/ビニルピロリドン) コポリマー、(ジメチルアクリルアミド/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム) クロスポリマー、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/メタクリル酸ベヘネス - 25) クロスポリマー、(アクリル酸ナトリウム/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム) コポリマー、ポリアクリロイルジメチルタウリンナトリウム、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/メタクリル酸ステアレス - 25) クロスポリマー、ポリアクリロイルジメチルタウリンアンモニウム、(アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム/メタクリル酸ステアレス - 20) コポリマー、(アクリルアミド/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム) コポリマー、(アクリル酸ナトリウム/アクリロイルジメチルタウリン/ジメチルアクリルアミド) クロスポリマー、(アクリル酸ナトリウム/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム/アクリルアミド) コポリマー、(アクリル酸ヒドロキシエチル/アクリロイルジメチルタウリン) コポリマーナトリウム、(アクリロイルジメチルタウリンナトリウム/ジアクリル酸 PEG - 8) クロスポリマー、(アクリロイルジメチルタウリンナトリウム/メタクリルアミドラウリン酸) コポリマー、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/アクリル酸カルボキシエチルアンモニウム) クロスポリマー、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/メタクリル酸ステアレス - 8) コポリマー、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/メタクリル酸ラウレス - 7) コポリマー、及び(アクリロイルジメチルタウリンナトリウム/ビニルピロリドン) クロスポリマーからなる群より選択される少なくとも 1 つを含む、請求項 1 に記載の美容組成物。

【請求項 5】

前記ビタミン B 群又はその誘導体と前記ポリマーとの重量比(前記ビタミン B 群又はその誘導体:前記ポリマー)が、100:1~1:1である、請求項 1 に記載の美容組成物。

【請求項 6】

化粧品として許容される基剤を更に含む、請求項 1 に記載の美容組成物。

【請求項 7】

局所塗布用である、請求項 1 に記載の美容組成物。

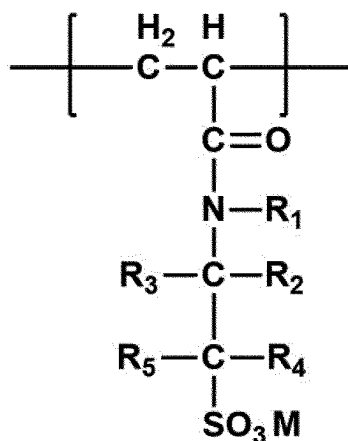
【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載の美容組成物を皮膚に塗布することを含む、美容方法。

【請求項 9】

ビタミン B 群又はその誘導体の経皮浸透促進剤としての、下記式 (I) で表される繰り返し単位を有するポリマーの使用:

【化 2】



10

(I)

(式中、 R_1 、 R_2 、 R_3 、 R_4 、及び R_5 は、それぞれ独立して、水素原子又は炭素数 1 ~ 3 のアルキル基であり、かつ M は、水素原子、アルカリ金属原子、アルカリ土類金属原子、土類金属原子、又はアンモニウムである)。

20

【請求項 10】

前記式 (I) において、 R_1 、 R_4 、及び R_5 は、水素原子であり、 R_2 及び R_3 は、メチル基であり、かつ M は、水素原子、ナトリウム原子、又はアンモニウムである、請求項 9 に記載の使用。

【請求項 11】

前記ビタミン B 群又はその誘導体が、ナイアシンアミドであり、かつ前記ポリマーが、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/ビニルピロリドン)コポリマー、(ジメチルアクリルアミド/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム)クロスポリマー、(アクリロイルジメチルタウリンアンモニウム/メタクリル酸ベヘネス - 25)クロスポリマー、及び(アクリル酸ナトリウム/アクリロイルジメチルタウリンナトリウム)コポリマーからなる群より選択される少なくとも 1 つを含む、請求項 9 又は 10 に記載の使用。

30

40

50